

平成21年度予算編成方針

1 国の動向

国は、「経済財政改革の基本方針 2008」において、国民本位の行財政改革のため、地方分権、生活者重視の行政、ムダ・ゼロを実現するとともに、それを支える財政を構築し、財政健全化へ向け、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」及び「経済財政改革の基本方針 2007」を堅持し、歳出・歳入一体改革を徹底して進めることとしている。

このため、「平成21年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針」において、引き続き歳出全般にわたる徹底した見直しを行い、真に必要なニーズにこたえるための財源の重点配分を行うとともに、必要となる経費については、歳出の削減を通じて対応することで、基礎的財政収支の改善を図り、国債発行額についても極力抑制することとしている。

2 地方財政を取り巻く環境

平成20年8月に内閣府が公表した「平成20年度年次経済財政報告」（経済財政白書）によると、日本経済は、平成14年初めから息の長い景気回復を続けてきたが、平成20年初めには景気は「足踏み状態」となっており、また月例経済報告においても同様に、景気は足踏み状態から「弱含み」、さらに10月では「弱まっている」との基調判断がされている。

さらに、最近のサブプライムローン問題を発端とした世界同時株安が、今後の経済情勢に及ぼす影響も多大になるものと思われる。現に国内においても生命保険会社の破綻が発生しており、日本銀行が発表した10月の地域経済報告においても、景気情勢の下方修正がなされたところである。

このような中で地方財政の歳入については、道路特定財源の一般財源化を含め平成20年度の税制抜本改革や地方交付税の動向によっては、地方への影響が懸念される状況である。

一方で、歳出については、少子高齢化の進展等を背景に社会保障関係費などの財政需要が増大し、さらには、地球温暖化対策をはじめとする環境問題など直面する多くの課題の解決に向けて積極的に対応していくことが必要であるとともに、これまでの公共投資による公債費が大きな負担となっている状況にある。

国で示されている地方財政に関する各種方針においては、「基本方針 2008」を踏まえ、引き続き、国の歳出の徹底した見直しと歩調を合わせつつ、給与関係費、投資的経費をはじめ地方歳出全般について徹底的な見直しを行い、地方財政計画における歳出規模を引き続き抑制し、地方団体の自助努力を促している。

また、地方行財政の運営にあたっては、地方分権改革の推進に伴い、自己決定・自己責任のもと、簡素で効率的な行財政システムの構築が求められるとともに、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行により、徹底した情報開示のもと、自主的な改善努力による財政健全化が求められている。

3 本市の行財政運営の現状

本市は、平成16年10月の合併を経て、分権型社会や都市間競争の時代に対応できる行財政基盤を確立し、市民ニーズに即した各種施策や都市基盤整備に努めてきたが、この成長を持続可能とするため、さらなる都市機能の充実・強化を図るとともに、歴史的・文化的資源を生かした本市の魅力を創造する必要がある。

本市の財政状況は、国のいわゆる「三位一体の改革」による地方交付税や国庫負担金等の削減により大変厳しい状況であるが、これに反比例するように市民ニーズは年々多種多様化し、行政に対するきめ細やかなサービスの提供が求められるなど、歳出を押し上げる行政需要は一層の拡大が予想されることから、将来を見据えた強固な財政基盤の構築が急務となっている。

また、滋賀県が進めている「収支改善に向けた更なる見直し」の悪影響については、基本的には“滋賀県の歳入不足は滋賀県で解決させる”ことを原則に据えるが、県と市の役割分担により必要な措置は見込まざるを得ず、その点、平成21年度予算編成は例年になく厳しさを増すこととなる。

そのためには、「集中改革プラン」を着実に実施し、歳入面においては、市税等の収納率の飛躍的な向上や産業活性化による税収入の増加、広告収入などの新たな歳入の創出等により自主財源の確保に努める一方、歳出面においては、徹底した事務事業の見直し等による行財政改革を進めるとともに、「選択と集中」による事業の重点化を図り、限られた歳入の中でより効率的・効果的な行財政運営を行うことが不可欠である。

4 予算編成の基本方針

平成21年度予算編成においては、引き続き健全財政を維持するとともに、市民との協働のもと、湖南省にふさわしい基盤の構築とまちづくりを進めるため、重要施策へ予算を重点的に配分するとともに、組織・制度の見直しも含めた不断の工夫を図ることにより、更なるステップアップを目指すこととする。

なお、平成21年度の収支見通しでは、歳入については、景気の後退局面のなか、輸出関連企業の業績も悪化することが必至であり、税収の増加が期待できない一方、歳出については、少子高齢化の進展等による社会保障費の伸びや公債費等の義務的な経費がさらに増大し、現時点で5億円を超える歳出超過となっており、これに対応するための新たな歳入の確保と歳出の削減に、取り組まなければならない強い覚悟が必要である。

そのためには、職員一人ひとりが、過去の実績を十分に見据えながら、市民感情を考慮した上で漫然とした対応は取りやめ、説明責任を果たしながら大胆かつ繊細な各種事業のスクラップ・アンド・ビルドに取り組むこととする。

以上を踏まえ、次に掲げる基本方針のもと、平成21年度予算を編成することとし、総合計画の6つの目標に応じて施策の展開を図るものとする。

基本方針

- ① 健全財政を堅持すると共に総合計画の計画的な実現を図る
- ② 部局枠予算制度の中で、各部局が主体的に限られた財源の有効な活用を図る
- ③ 市民との協働、議会との連携を図り予算の透明性を保つ
- ④ 柔軟な企画と厳格な見積もりによる身の丈にあった予算を編成する
- ⑤ 各施策の成果と対価を把握し、コスト意識の徹底を図る
- ⑥ 一般会計と特別会計を通じた全体を見渡した予算を編成する

総合計画 6つの目標

- 「1. みんなで共に進めるしくみをつくろう～
人権尊重と自立・自助のまちづくり～」
- 「2. うるおいのあるまちをつくろう～
自然を活かし、自然と共生するまちづくり～」
- 「3. 活気あるまちをつくろう～
産業が集まり、ひとが集うまちづくり～」
- 「4. ほっとする暮らしをつくろう～
生涯を通じた安心と健康のまちづくり～」
- 「5. いきいきとした暮らしをつくろう～
誇りとなる市民文化を創造するまちづくり～」
- 「6. 明日を拓くしくみをつくろう～
効率的・効果的な行財政システムづくり～」